

令和5事業年度

〔 自 令和5年 4月 1日
至 令和6年 3月31日 〕

第 19 期

事業計画(変更)

西日本高速道路株式会社

I. 高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下、会社法）第10条に基づき、高速道路株式会社（以下、会社）が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、会社法施行規則第11条第1項で規定されている通り、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、当該事業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

令和5事業年度の事業計画については、事業全体としては総額13,076億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は12,762億円の事業費を予定している。資金計画については、合計10,367億円の資金を民間金融機関からの借入金等で調達する予定である。収支予算については、当期純利益として7億円発生する見込みである。

なお、事業の実施に当たっては、新たな知見を踏まえた高速道路の効率的な維持管理を図るとともに、高速道路の維持管理のあり方や将来像、高速道路を持続的に利用する枠組み等の議論を踏まえ、実現可能な取組から順次適切に実施するなど、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）の中期計画を踏まえ、国及び機構と連携するものとする。

II. 事業計画

1. 高速道路事業に係る事業計画

令和5事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等で構成される。

高速道路の新設、改築については、地域の発展と暮らしや利便性の向上に貢献する、より安全で使いやすい高速道路ネットワーク整備の計画的かつ着実な執行を図るために4,379億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと4,118億円）を予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理については、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、5,971億円の事業費を予定している。また、長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模更新及び大規模修繕を実施するため、2,412億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新設・改築、及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る令和5事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	近畿自動車道など計15道路55kmの新設 近畿自動車道など計11道路166kmの改築	4,379
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理（※1）	中央自動車道など計42道路3,603kmの維持、修繕、災害復旧その他の管理	5,971
	中央自動車道など計24道路326kmの大規模更新及び大規模修繕	2,412
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における新設、改築		—
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		—
合計A（高速道路事業）		12,762

※：端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※1：この中には、日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第1項に基づく管理有料道路（関門トンネル）の維持、修繕等（所要資金15億円）を含む。

2. 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

令和5事業年度における高速道路事業以外の関連事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等、及びその他事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理に関しては、既存サービスエリア等の管理及び今後の事業準備を行うために、事業費111億円を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等に関しては、高速道路事業に関連する他の道路事業の委託事業等を着実に実施するため、189億円の受託事業費を予定している。

なお、その他事業については、有料駐車場事業、トラックターミナル事業、高架下の占用施設活用事業、不動産賃貸事業、コンサルティング事業等を展開するために14億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の関連事業に係る令和5事業年度の事業計画は下記のとおりである。

		単位：億円
事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	近畿自動車道名古屋神戸線新名神大津サービスエリアなどの建設 中央自動車道西宮線大津サービスエリアなど計306箇所のサービスエリア・パーキングエリアの管理	111
国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等（※1）	「一般国道2号神戸西バイパス（永井谷～石ヶ谷）の建設事業に係る工事の施工に関する細目協定（その1）」に基づく受託事業ほか	189
高速道路株式会社法第五条第2項に規定された以外の高速道路における休憩所、給油所等の建設・管理		—
その他の事業等（※2）	有料駐車場事業1箇所、トラックターミナル事業2箇所、占用施設活用事業113箇所、不動産賃貸事業、コンサルティング事業ほか	14
合計B（高速道路事業以外）		314

合計（A+B）		13,076
---------	--	--------

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※1 この中には、会社法第五条第5項に基づく、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づき行う高速道路事業に関連する事業（所要資金34億円）を含む。

※2 この中には、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第10条第1項に基づく海外道路調査等事業等（所要資金2億円）を含む。

■ 資金計画書

令和5事業年度の資金計画書は下記のとおりである。

(単位：億円)

科 目	合計	金額	
		高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
(営業的収入)			
高速道路事業営業収入	6,986	6,986	
関連事業営業収入	316		316
S A・P A事業収入	110		110
その他の事業収入	17		17
受託事業収入	189		189
営業外収入	-	-	-
(資本的収入)			
社債・借入金	10,367	10,367 (10,367)	
財政融資資金借入金	-	- (-)	
機構からの無利子借入金	32	32 (32)	
社債	8,200	8,200 (8,200)	
借入金	2,135	2,135 (2,135)	-
前期繰越金	3,221	3,124 (1,676)	96
合計	20,890	20,478 (12,043)	412
支出の部			
(営業的支出)			
高速道路管理費	2,067	2,067	
道路維持管理費	1,169	1,169	
道路業務管理費	611	611	
一般管理費等	273	273	
関門トンネル管理費	15	15	
道路資産賃借料	4,882	4,882	
関連事業管理費	270		270
S A・P A事業管理費	68		68
その他の事業管理費	13		13
受託事業営業費	189		189
(資本的支出)			
高速道路新設・改築費	4,379	4,379 (4,349)	
新設・改築費	4,118	4,118 (4,088)	
一般管理費	223	223 (223)	
支払利息等	38	38 (38)	
高速道路修繕費	3,904	3,904 (3,607)	
修繕費	3,366	3,366 (3,142)	
一般管理費	521	521 (449)	
支払利息等	16	16 (16)	
高速道路特定更新等工事費(修繕)	2,412	2,412 (2,412)	
修繕費	2,227	2,227 (2,227)	
一般管理費	170	170 (170)	
支払利息等	14	14 (14)	
関連事業建設費	45		45
S A・P A事業建設費	43		43
その他の事業建設費等	2		2
社債等償還金	-	-	-
次期繰越金	2,931	2,834 (1,676)	97
合計	20,890	20,478 (12,043)	412

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ () 書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画である。

※高速道路管理費には、高速道路事業の利益剰余金を活用した、安全対策やサービス高度化に資する事業に伴う支出(0.4億円)を含む。

■収支予算書

令和5事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円

科 目	合計	金額	
		高速道路事業	高速道路事業以外
I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	16,479	16,479	
(1) 料金収入	6,351	6,351	
(2) その他収入	10,128	10,128	
・道路資産完成高	10,128	10,128	
2. 営業費用	16,475	16,475	
(1) 道路資産賃借料	4,205	4,205	
(2) 道路資産完成原価	10,128	10,128	
(3) 管理費用	2,142	2,142	
・維持修繕費	1,063	1,063	
・管理業務費	563	563	
・一般管理費	251	251	
・租税公課	28	28	
・減価償却費	224	224	
・関門トンネル管理費	13	13	
高速道路事業営業利益	4	4	
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益	295		295
(1) SA・PA事業収入	100		100
(2) その他の事業収入	16		16
(3) 受託事業収入	179		179
2. 営業費用	285		285
(1) SA・PA事業費	91		91
(2) その他の事業費	14		14
(3) 受託事業費	179		179
関連事業営業利益	10		10
全事業営業利益	14	4	10
III. 営業外収益	-	-	-
IV. 営業外費用	4	4	
経常利益	10	-0	10
V. 特別利益	-	-	-
VI. 特別損失	-	-	-
税引前当期純利益	10	-0	10
法人税、住民税及び事業税	3	-	3
法人税等調整額	-	-	-
当期純利益	7	-0	7

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※高速道路事業営業利益には、高速道路事業の利益剰余金を活用した、安全対策やサービス高度化に資する事業に伴う損失（0.4億円）を含む。